

長崎国道三四号側溝転落事故

損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

長崎国道三四号側溝転落事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一四年三月二七日

長崎地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔二審判決〕平成一五年七月一五日

福岡高等裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

本件は、原告の次男が、被告国の管理する一般国道三四号諫早北バイパス（以下「本件道路」という。）沿い（長崎県諫早市内）を歩行中、折からの記録的な集中豪雨（本件事故現場付近における、本件事故当日の日降水量は三四二ミリメートル、同日午前一〇時の時間降水量は一〇一ミリメートル）であり、これは、長崎海洋気象台諫早雨量観測所における過去約二〇年間の観測史上、日降水量については第二位の、時間降水量については第一位の数値であった。）による増水により、集水ます（以下「本件集水ます」という。）から浮

き上がりずれていた側溝蓋（以下「本件グレーチング蓋」という。）を、足で押し下りしていたところ、側溝（以下「本件側溝」という。）内に吸い込まれ溺死したことにつき、道路管理者である被告は、本件グレーチング蓋が内部の水圧に持ち上げられて開口部から浮き上がることを予測し、本件グレーチング蓋を固定すべきであったに

関わらず、これを怠ったことに瑕疵があるとして、国家賠償法二条一項に基づき損害賠償請求がなされたものである（請求額…四、〇〇〇万円）。

2 原告の主張

① 本件側溝は上流の開放部から樹木の枝や廃材が流れ込む構造であったことから、本件グレーチング蓋が目詰まりを起こすことは予測できたはずであり、それによってグレーチング蓋が持ち上げられ、外れることは、一般常識として容易に予見できることであった。

② 本件集水ますは、歩道から多少離れているだけで、学童や少年らが何らの妨げなく好奇心か

ら足を延ばし、近寄ることができた。また、好奇心に誘われて、少年らが水が吹き上げる開口部に接近し、外れたグレーチング蓋を見て、元に戻そうと足で押すなどの行為に出ることは決して異常なことではない。

3 被告の主張

① 本件グレーチング蓋は、総重量は約六二キログラムであること等、側溝から大量に水が噴出しても容易に浮き上がるような構造ではなかった。また、本件事故当時、関係法令上、グレーチング蓋をボルト等で固定することを指示する規定はなかった。

② 本件集水ますは、歩道や横断歩道上に設置されたものではなく、通常人が立ち寄らない場所に設置されていた。また、被害者は、記録的豪雨の危険な状況下で、本件グレーチング蓋を足で押すなどした結果、本件側溝の開口部に足のほうから吸い込まれたものであるところ、危険についての弁識能力が十分に認められる被害者が、このような行動をすることは、通常予想しうる限度を明らかに逸脱した異常事態であり、予見可能性はなかった。

③ 本件事故以前に、水流により格子状のグレーチング蓋が外れて側溝内に人が転落するという事故の報告はなかった。また、本件事故当日は、

近年まれにみる記録的な豪雨であり、本件事故はこのような状況で発生したものである。

4 判決の概要

① 一審判決

本件事故当日は記録的な豪雨であったことをも考慮すると、本件グレーチング蓋が浮き上がり本件集水ますの開口部から外れるということは、通常では予測できなかったものといわざるを得ず、本件道路に国家賠償法二条一項にいう瑕疵は認められない。よって、原告の請求には理由がない。

② 二審判決

イ 道路が通常有すべき安全性についての判断

- ・ 本件グレーチング蓋がボルト等で本件集水ますに固定されていれば、本件事故は起きなかつたとみとめられるから、固定されていないなかつたことは、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたというべきであり、設置又は管理に瑕疵があつたものということができる。

- ・ 本件事故当時、行政関係法令上、グレーチング蓋をボルト等で固定することを指示する規定がなかつたことは、同法令上違法でなかつたことを意味するが、損害賠償法のうえでも違法性が阻却されることに直結する

ものではない。行政法理と損害賠償法理とは、そもそも法原則が異なるからである（最高裁第一小法廷昭和三十七年一月八日判決・民集一六卷一〇二一六頁、同第二小法廷昭和四十六年四月三日判決・民集二五卷三号三五一頁参照）。

ロ 予見可能性についての判断

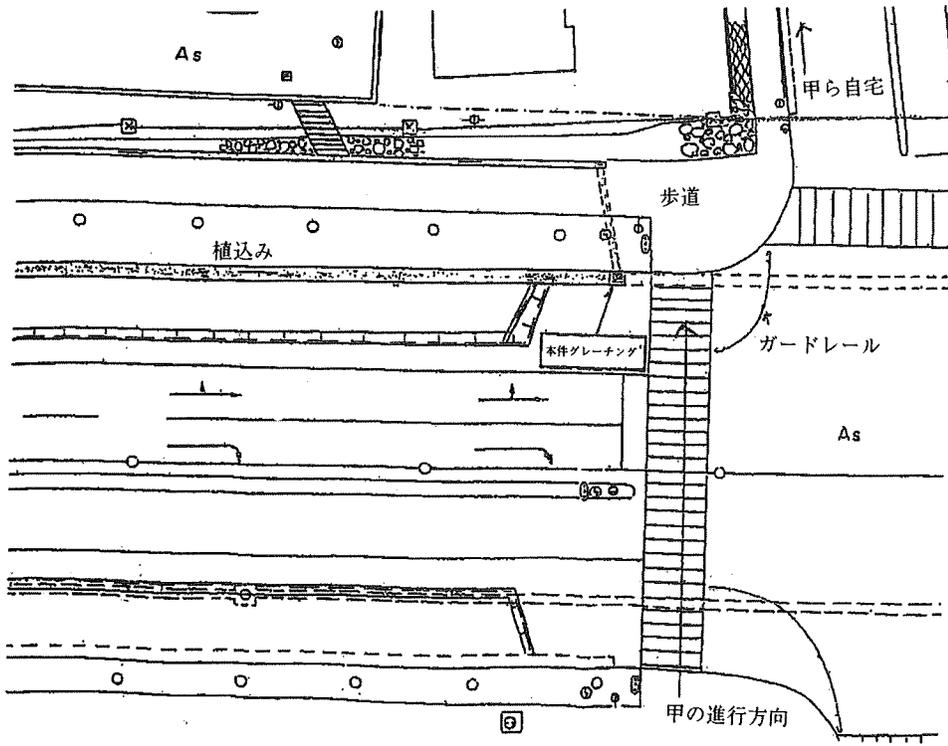
- ・ 記録的な豪雨に限らず、諫早市における地域的特徴ともいえる豪雨が発生すれば、本件集水ますに、本件側溝上流部からゴミ等が流入し、これらが本件側溝下流部の流水を妨げ、排水能力の低下を招き、流水が本件集水ますから流れ出すようになり、さらに本件グレーチング蓋の格子目に詰まって下から水圧を受けることにより、本件グレーチング蓋が浮き上がって、本件集水ますが開く事態を予見することは不可能ではなかつたと解される。

- ・ 中学三年生といえ、好奇心旺盛であり、成人から見れば危険と思われる行動を試みる年頃である。本件側溝での水遊びの類は誘惑的存在だったのである。一緒にいた友人三名が同様の仕草で遊んでいたと推測されるのは、このことを裏付ける。したがって、同行動が通常予測し得る限度を明らかに逸脱した異常事態であり、設置・管理者

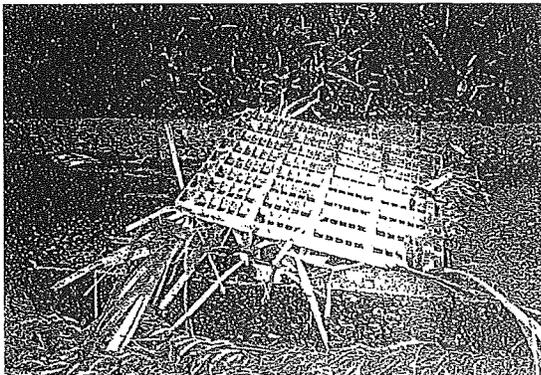
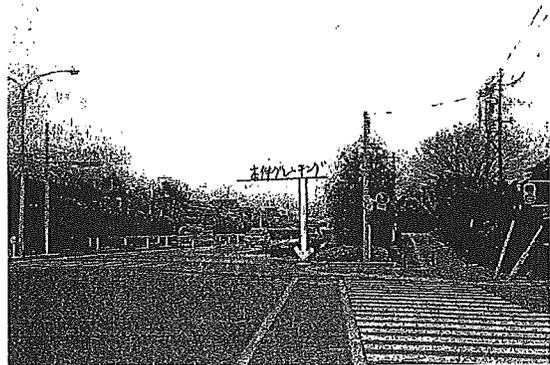
である被控訴人にとって予測を超えた行動であつたというほどでもない（最高裁第一小法廷昭和五十六年七月一六日判決・判例タイムス四五二九三頁、同第三小法廷平成五年三月三〇日判決・民集四七卷四号三二二六頁参照）。

ハ 被害者の過失についての判断

本件事故は、記録的な豪雨の際に起きたものであり、いかに好奇心旺盛とはいえ、被害者は、本件グレーチング蓋を足で押しつたりすれば、突発的に本件集水ますの開口部に吸い込まれる危険があることを認識することもできたし、認識すべきであつた。にもかかわらず、この危険性を十分認識しないまま、被害者は行動に出たものと推認されることから、被害者にも大きな過失があつたといわねばならず、過失相殺の法理に従って裁量減額するのが相当である。（過失相殺七割五分）



位置図



事故直後の状況